

令和元年度第2回瀬戸内市総合教育会議議事録

1 日時 令和2年1月22日（水）午後1時30分～2時50分

2 場所 瀬戸内市役所 大会議室

3 出席者

(1) 総合教育会議構成員

職名等		氏名
市長		武久 顕也
教育委員会	教育長	東南 信行
	委員	淵本 晴生
	委員	井手 康人
	委員	藤本 里絵
	委員	山本 正

(2) その他

区分	所属	役職	氏名
説明員等	総務部	部長	岡田 誠
	教育委員会	教育次長	藪井 慎吾
	教育委員会総務学務課	課長	山本 正樹
	教育委員会総務学務課	参事	松本 総
	教育委員会社会教育課	課長	勝本 眞一
	中央公民館	館長	小林 裕治
	市民図書館	館長	村上 岳
	保健福祉部	部長	青山 祐志

	保健福祉部	参与	入江 寿美江
事務局	総務部総務課	課長	大原 克友
	総務部総務課	行政係長	小玉 喜久

4 傍聴人数 1人

5 議事・議題（協議・調整事項）

- (1) 機構改革について
- (2) その他

6 配布資料

- (1) 【資料1】令和元年度第2回総合教育会議説明資料
- (2) 【資料2】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係
手続フロー図
- (3) 【資料3】瀬戸内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）
- (4) 【資料4】瀬戸内市文化財保護審議会条例（案）

7 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

※瀬戸内市総合教育会議運営要領第3条の規定により、市長が会議の議長となり、議事進行を行う。

（議長）

まず議題1の機構改革ということで、説明員の方から説明をお願いします。

（説明員（総務部））

それでは、早速ですけれども、資料により説明させていただきます。

まず、資料1をお願いいたします。今回の機構改革ですが、文化・文化財保護の関係を市長部局の方へ、それから通常分での機構改革ということになります。

まず1の文化・文化財保護の事務の所管を教育委員会から市長部局へ移管させることについてですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、市長部局でも所管できるようになったことから、令和2年度からの文化・文化財保護行政を市長部局へ移管させる方向で検討を進めております。

(1)の現状と課題ですが、各地で守り伝えられてきた有形・無形の文化財は、社会情勢の急激な変化に伴い、その継承が困難な状況となる恐れがあります。文化財は、その活用が観光振興や地域振興、学び・教育に資するものとの認識から公開活用に期待される効果や役割が拡大しています。本市においても従来の文化財行政の枠を超えたさまざまな取組により、貴重な文化財を地域・観光振興の核と位置付け、地域が主体となって継承するとともに、地域・観光資源として整備・活用を図っていくことが求められています。

次に(2)の文化財保護行政に関する法改正については、先ほど説明したとおり、市長部局で所管ができるようになったことの説明となっております。

次に(3)の市長部局移管により考えられる効果については、学術的価値を十分踏まえた上で、観光や産業振興、文化芸術、景観・まちづくり行政を担う市長部局で総合的・一体的に実施することで、さまざまな分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値の創出が期待できると考えております。

次に(4)の必要な手続ですが、資料2を御覧いただきたいと思います。教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、市長部局でも所管できるようにするためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係手続フロー図のように手続が必要となってきます。

まず、①のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならないとされています。そのことから、

ここで（１）から（３）までのうち、（２）と（３）につきまして、教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、市長部局の所管にするために教育委員会の意見をきかなければならないとなっております。②において、教育委員会からの回答を待って、③において瀬戸内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、資料３については（案）が漏れておりますが、資料３を議案提出する予定となっております。この資料３の瀬戸内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２３条第１項の規定に基づきまして、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するというものです。これにつきまして、（１）としまして、文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）、（２）としまして、文化財の保護に関すること、これは、法律で規定されているものを移すということになってきます。この条例の制定に伴いまして、一部改正する条例の新旧対照表につきましては、資料３の後に添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。附則としまして、瀬戸内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行期日を、令和２年４月１日とすることや経過措置、また、この条例の制定に伴い一部改正する８条例を議案として提出する予定としております。

資料２にお戻りいただきたいと思っております。次に④としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第２項で、地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないとなっております。このことについて、議会は教育委員会の意見を聴き、⑤の教育委員会からの回答を待って条例案の議案審議をすることとなります。

次に、資料４につきましては、平成１６年教育委員会規則第３１号による瀬戸内市文化財保護委員会規則を教育委員会において廃止していただき、新たに瀬戸内市文化財保護審議会条例を制定するというものでございます。これにつきましては、文化財保護法に、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には、地方文化財保護審議会を必置とするという規定があることから、規則の廃止、また、

条例の制定が必要になってきます。

資料1にお戻りいただきたいと思います。次に、2のこども健康部、仮称としておりますが、これの新設についてです。これにつきましては、通常の機構改革に関するものになってきますけれども、まちづくりの重点戦略である子育て環境の充実を推進するため、「こども健康部（仮称）」を新設して子育て支援の充実を図りたいと考えております。（1）の現状と課題ですが、子育て関連施策に関する事務は、主に保健福祉部子育て支援課が担当していますが、一部事務については、保健福祉部福祉課、健康づくり推進課等においても担当しています。子育て環境の整備と子育て支援をより一層充実させるためには、現行の子育て支援課と妊娠・出産・子育ての相談及び支援等を担当する部署を統合することにより、総合的な施策の展開を図っていくことが可能となると考えています。（2）こども健康部（仮称）新設により考えられる効果についてですが、子ども・子育て支援に係る施策について、今後のこどもひろばの整備など、一定の方向性を定めたことから、妊娠、出産から幼児期の教育・保育、学校教育期の学童保育に至るまで、一貫した施策展開を図ることで市民にもわかりやすく、効率的な事務ができるものと考えています。これにつきましてはの詳細な事務分掌につきましては、現在検討中でございます。以上です。

（議長）

はい、ありがとうございました。

それでは、何かただ今の説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いします。

（委員）

今回、文化・文化財保護の行政について、それを教育委員会から市長部局の所管にというお話ですが、基本的にはこの所管の移管がまちづくりであるとか市民に役立つものであるとかそういうことのために行われるのであれば、異を唱えるものではありません。基本的にはまちづくりのために瀬戸内市にある文化財を生かしていくことについては、我々教育委員会では動きがどうしても鈍くなるということは当然あるだろ

うと思います。それから、多面的なものとの関連を考えながら行っていくと、文化財というものをまちづくりに生かしていくことにおいては、動きがどうしても難しくなってくる部分があるだろうと思います。そういう部分で言うと、市長部局がそれを担当されて、観光とか産業とか、文化芸術であるとか、市民のためのまちづくりであるとか、そのような部分でほかの部署との連携を図りながら文化財をどう生かしていくのか、文化というものをどのように考えていくのかということを実際に考えていただいてやっていただくということが実践されていくのであれば、いいことだろうと思います。

ただ、ここに書かれていることを読んでいきますと、分からないところであるとか、これはどうなっているのだろうかと思うところがいくつかございます。先ほど説明員の方のお話を聞いていて少し分かったところがあります。文化財保護行政という言葉で本文の中には書かれていますが、表題は、文化・文化財保護の事務と書いてあります。ということは、本文中は全部文化が付いているということですよ。文化・文化財保護行政についてということですよ。そのことがちょっと分からなかったものですから、その点は文化というものは外れて文化財保護の行政についてだけが移管されるのかなと思っていたのですが、先ほどのお話では文化も移管されるということだったので、その点については分かりました。

それからもう一つ分からないのは、現状と課題と書いてあるのですが、課題がどうもちょっと明確でないと、私も何度も繰り返して読みましたが、現状というのはおそらくこの2文あるそこまでが現状だろうと思いますが、課題をどう捉えておられるのかということがはっきりしない。そして、「地域が主体となって継承するとともに、地域・観光資源として整備活用を図っていくことが求められています。」と書いてありますが、そこから課題を推察せよと言われれば推察できないことはないですが、やはり課題というものをもっと明確にさせていただきたいというのが私の読んだ上での思いです。いったい何に課題があるのかということです。それをもう少し教えていただきたいというのが一つです。

それともう一つは、最後のところでこれから考えられる効果、こここのところが一番大切だと思いますが、ここが少し曖昧です。そこもお聞きしたい。「市長部局で総合的・一体的に実施することで」と書いてありますが、目的語がないです。何を実施するのかということが書かれてありません。何を総合的・一体的に、総合的・一体的という言葉も非常に大きな言葉ですが、これはどういうことなのか。それを具体的に考えておられるのかということです。それから、「さまざまな分野と連動した柔軟な文化財の活用」とは一体どういうことなのか。さまざまな分野というのは先ほども言いましたように観光、産業、文化、景観ということを指しているのだらうとは思いますが、それと「柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値を創出することができる」と書いてありますが、そここのところの文言にこだわって悪いのですが、やっぱりこういうところをきちんとおさえておかないと、具体的に動くときにはどう動いていいか分からないのではないかと私には思えるので、素人の私が読み切れないのかと思いますが、そここのところをお聞きしたいです。

そして、私は教育委員ですので、最後のところに教育ということについて書かれていないのが非常に残念です。上には書かれています。現状と課題のところでは、学び・教育に資するものとの認識があると書いてあります。ところが下には学び・教育については一切書かれていない。私は、何年か前に文化についてのお話がここであったときに、やっぱり文化というものは全ての活動、市のいろいろな活動の領域と関係するので、それについては教育委員会だけではおそらく力が足りないだろうから、新しいものに対応できる組織を市でつくられることが必要になるのではというお話をちょっとさせていただきましたが、学び・教育についての記載がないということが非常に残念です。

もう一つ最後に言わせていただくと、市長部局で云々と書かれているのですが、それから先の機構が見えてこない。具体的には誰がどこするのかということが見えていないので、そここのところはこれからなのかという感じがしております。以上です。

(説明員(総務部))

どこまでお答えできるか分かりませんが、文化と観光行政の融合ということになってくると思います。文化という形であれば8条例を移管するということになりますので、美術館であったり博物館であったりというものを市長部局へ移管し、観光であるとかまちづくりであるとかそういうものに活用するということになります。詳しいことについては、分掌についてこれから検討していくことになりますので、まだお答えはできません。また、ここで書かれているものについては、課題であるとか効果について具体的なものは挙げておりませんが、その点についてもこれからということになってきます。

(議長)

課題の設定は、もやもやとした文章では何のためにやるのかということが伝わりにくくなると思います。そういう意味で、文章が少し甘いと思われれます。なぜやる必要があるのかということをもう一度しっかりと練って、明快な文章で端的に伝えられるようにしておくことが、議会や市民の皆さまに説明するとても大切なポイントとなってくると思うので、そこをもう一度やった方がいいと自分も読んで思います。

先ほどの説明の中で、大切なところで強調しなければならないことは、活用することだけが論じられるけれど、活用することが結果的に保護することにつながるというところの理屈をきちんとこの中に盛り込む必要があると思います。つまり、文化財を保護しようと思うと、これまでは税によって手当をしていくことが中心でした。しかし、財源は限られているので、保護するだけのために予算を割くということはだんだんと先細りになって、それすらできなくなってしまうという現状があります。したがってそれを活用することによって、そこに経済の流れを生み出すことができ、その経済循環の中で、更に文化財を保護することにつながるということをきちんとうたわないといけないと思います。それも含めてもう一度しっかりと練ってもらいたいと思います。

(委員)

私もこれを読んで、今のままではいけないから変わるのかなという印象を持って、

何が変わるのかなと思って資料を見させていただきましたが、今よりも悪くなるわけはないと思ってこういうことをされると思っているので、スピード感であるとか、分野を超えて広がるとか、総合的なまちづくりにつながるとか、そういうことになるのだろうと期待しています。効果については具体的にどういうことがあるのかお聞きしたいと思いましたが、活用が保護につながるということでしたので、それで何となくこれをする意味が私も分かりましたし、私も分かっていないと聞かれたときに説明できないので、何となく流れが理解できました。

(委員)

いろいろ思うところがありますが、文化財の保護についてはそれを守るということは非常に大切なことですが、それについては財政というものが必要ですし、守ったからといって逆にそれを壊しているということもありますので、ここは慎重に慎重を重ねていろいろな方面から協議して事に当たるといふ慎重さが大切になってくると思いました。

それから、文化財保護の前に文化というものが付いていますので、それが文章から見えなくなるということは信じられないと思います。文化という大きい言葉ですが、いろいろな方々の認識をきちんと育てていくといいますか、そういったものがしっかりないとこの文化財の保護にもつながっていかないということがあります。その文化の面では、教育、まちづくり、いろいろな環境のようなものがあります。学校教育だけではなくいろいろなところで子どもたちから一般の方たちまで学んでほしいことなどあると思いますが、それがまだ十分行き渡っていないということを私は実感していますし、そこで知っていた喜びみたいなものは、教育行政の方ならいろいろなところであるのではないかと思います。ですからなるべくそういった意味では教育の中にあることだけではなくていろいろなものにも波及してほしいと切に願っています。

ちょっと話はそれるかもしれませんが、私は実際に文化庁や文科省から依頼されて広域財団法人のメンバーになったりしますが、組織の中にいるから何となくこれでいいということではなくて、常に先を考え、歴史を振り返ってみて、今どういうこ

とをすべきかを考えていかなければいけないと思います。そういった意味では、具体的なことは必ず必要になってきます。それは、たとえ最初の1件としてちょっと違ったとしても、それをたたき台として自分たちが一生懸命話し合いだったり試行錯誤だったりをしていこうと思っています。見てみますと、やっぱり私たちより上の先輩方は、いい時代だったということもあるかもしれませんが、僕たち、あるいは僕たちより下の子どもたち、これから時代をつくっていく人たちにとっては、本当に不安な将来と感じているのではないかと思います。それを今僕たちが何とかして少しでも安心できるようなことをやっていかないと遅い時代になっているので、常日頃からそう思っているのですが、こういう文章の中で具体案というものが間違ってもいいからあれば、それはこの方がいいねとか言えるのですが、何となくだとちょっと最初の気持ちみたいなものがまだまだなのかなと思いました。大変かもしれませんが、自分たちの子どもや孫のことを考えていくと、もう待ってられないような状況が実はあって、それはやっぱり文化が私に根元にあると思っています。そこでいろいろな教育の分野が、小学校であれば算数や国語や社会などいろいろありますが、それに結び付けていく、或いは発展していく、本当に社会に出て行ったときに生かしていくものが文化だと思いますので、皆さんからいろいろな人たちに、市民の皆さんに伝えていってほしいということには切に思っています。

(委員)

結論として、この方向について私は異議ありません。文化財の保護行政というのは、教育行政の柱の一つだと理解していましたが、それが今回変わろうとしているので、どう考えるべきか悩みました。よくよく説明をお伺いすると、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があったということで、時代の要請に応じてそのようになっているのだらうと思いました。その上で、文化財の活用だとか保護だとかということを図っていこうということですから、この機構改革について異議はないということです。

お話を伺っていて少し時間があつたので、つい質問を考えてしまったのですが、こ

ういう方向にある地方自治体は瀬戸内市の他にも次々に出てきているのでしょうか。

文部科学省は、英語名が「Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology」だったと思いますが、そうすると、教育行政の元になる文部科学省の中に文化を扱う部局があるはずですが、そうすると、文科省からの文書については、これまでは教育委員会に送っておけばよかったと思いますが、そのあたりの仕分けのようなことが具体的に出てきますね。そのようなことを感じました。

3ページだとかフロー図を見ると、「教育委員会の意見を聴く」というものがありますが、お気づきでしょうか。耳への「聴く」もあるし、門構えの「聞く」もあるし、平仮名の「きく」もあります。この2ページの中に、「きく」というものが3種類あります。意見聴取ということから言うと、「十四の心で聴く」という「聴」ではないかと思います。今後議会にも出されると思いますので、このようなところで指摘されることがないように何度も何度も見直しをしていただきたいと思います。以上です。

(説明員 (総務部))

ありがとうございました。先ほどのほかの市町村ではということですが、31年以前については、スポーツなどについて真庭などで市長部局に移っているところもありました。31年4月1日以後の文化財保護の関係について移管ができるようになってからは、総社、津山のあたりが市長部局に移管していたと思います。31年度からのことですので、順次進んでいくのではないかと考えています。

(説明員 (教育委員会))

補足ですが、市長部局に移った団体は、総社市が31年度から、津山市は来年度からの予定となっています。

(委員)

市長部局の構成員は、具体的にはどのような方なのでしょうか。

(議長)

一般行政職の職員と学芸員が含まれることになると思います。これは、埋蔵文化財の関係などを含めた学芸員です。それから、美術館、博物館のことは大体決まっていますか。

(説明員(総務部))

ここで移管することとし、条例の附則において美術館や博物館など関係する施設に係る8条例を改正することとしており、それらの施設が市長部局に移管されることとなります。資料3にありますとおり、美術館条例、文化財保護条例、街角ミュゼ牛窓文化館条例、門田貝塚史跡公園条例、須恵古代館条例、備前おさふね刀剣の里条例、備前長船刀剣博物館条例、今泉俊光刀匠記念館条例、これらを全て改正し、市長部局へ移管することとなります。

(議長)

ですから、学芸員の中には埋蔵文化財だけではなくそれぞれ美術館や博物館にいる学芸員等も含めて市長部局の所属になるということです。何か気になることがありますでしょうか。

(委員)

実際にどのような方がその中にいるのかと思ったので、学芸員ということになってくると、人事はどちらで扱うのかということが気になりました。

(議長：武久市長)

人事については、教育委員会の人事も教育委員会と市長部局とが連携しながらやっています。市長部局に移った後は、基本的には市長部局で人事をしていくこととなりますが、教育委員会にもある程度かかわってもらいながら進めていくような流れは続くのではないかと思います。何人そこに配置できて、だれをそこに配置できるかということは、これから人事を行うため、今は何とも申し上げることはできませんが、できる限り専門性のところがおろそかにならないようにしたいと思いますし、美術館、博物館との連携をしっかりとるという役割を果たしてくれないといけないと思いますので、そういったところを十分考慮しながら職員を配置するよう考えていきたいと思

います。

(委員)

人事の内容については、専門性というのは当然ですが、ほかの美術館や博物館を見てくると、広報がいかに大事かということ、コミュニケーションだとか発信する力だとかは、非常に大事だと思います。その人によってその美術館がどれだけ飛躍できるかということに大きくかかわってくるということがあります。

これは一つの例ですが、東京に森美術館というものがありますが、その学芸員に広報、マーケティングの人を入れると、そのときから動員が10万単位で増えていくということがありました。いきなりそういう人が採れるということはないかもしれませんが、ただただ専門性というだけではなくて、これからの美術館の運営の在り方だとか広報のし方だとかそういったものまで考えられる能力があるような方を配置してほしいと思います。

(議長)

文化担当の専門の職員を募集するなど、従来の職員に求められる能力と違ったところを求めていくような職員の募集をやろうとしています。委員さんがおっしゃったように、美術館、博物館のマネジメントができないといけないということは非常に重要だと思っていまして、単なる学芸員で、その専門分野に詳しいというだけだと、十分な役割を果たせないということで、マーケティングも含めた美術館、博物館のマネジメントをどう考えていくかということは、今後の課題として順次問題意識を持って取り組んでいきたいと思っています。

(委員)

文化財というものは瀬戸内市にたくさんあると思います。そういう文化財をまちづくり、観光、地域おこしの核として、資源として活用を図っていくと書いてあります。そしてそれは、観光、産業振興、文化芸術、まちづくり行政を担う市長部局が扱う方がいいと、だから機構を変えると書いておられるので、それについては賛成だと申し上げているのですが、それを行っていくためにこのような機構をつくるということ

明確にしてほしいと思います。子どもにとって文化財というものは、役に立ち、得るものが多いということはよくわかります。その文化財を観光、産業、芸術等と連携を図りながら生かして行ってほしいと思います。それができるのは教育委員会ではなく市長部局だと思います。多角的な取組が能率よくできるのは、財政的なことも含めて市長部局だと思います。そういう機能を果たすことができる機構をつくってほしいと思います。子どもたちにとって、観光面でも、まちづくりの部分でも文化財が生かされているまちで生きていくということは、市の誇りを身に付けていくことにつながっていくということはよく分かりますので、人をうまく機構の中に収めて新しい機構をつくってほしいと思います。これが教育委員会の委員としてのお願いです。

(議長)

ありがとうございました。皆さまから頂いた御意見を元にもう一度しっかりと精査をして、今後の説明に反映させていきたいと思います。

こども・健康部の新設については何かありますでしょうか。

(委員)

子育て環境の充実のために、行き届いた行政ができるように、こども・健康部を立ち上げるということですから、私は一市民としてありがたいことだと思います。

瀬戸内市に勤めておられる方は、一生懸命市全体のことを考えてやっておられると思いますが、それが伝わっていないところもあるのではないかと思いますので、こういう機会に、子育て環境を整えていきます、頑張りますといったこともしっかり訴えてくださったらありがたいと思います。以上です。

(委員)

こども、現状、課題、効果ということで、もう少し明確にさせていただいた方がいいのではないかと思います。「総合的な施策の展開を図っていくことが可能になると考えています。」というところを読んだら、そこから課題を推測しなさいということだと思いますが、課題を明確にするということが効果を明確にすることになると思いますので、そこをきっちり考えていただきたいと思います。先ほどほかの委員さんが言

われたように私も賛成ですし、ありがたいことだと思った上で、お話をさせていただいています。

課題のところがそういう表現になっていて、効果のところ「一貫した施策展開を図ることで市民にもわかりやすく、効率的な事務ができるものと考えています。」とあります。そうすると、課題と効果がきっちり連動して考えられているのかということになります。効果のところを読むと、今までの政策が市民には分かりにくかったということと、効率的な事務ではなかったということになります。この効率的な事務というのが、この事務をされるのが保護者なのか、市の職員の方なのかちょっと分かりにくいのですが、保護者の方の事務がしやすくなるということですかね。そうすると、市民の方にわかりやすくなって事務的な手続が効率的にできるようになる、それが、こども・健康部ができる意味だとしてよいのかどうかということの吟味をしっかりとさせていただきたいと思います。それが、課題をどう捉えるかということと関連があると思います。課題をどのように捉えているのかということと、その効果をどう考えるのかということが、大きなつながりがあるということですので、そこを考えていただきたいというのが私の考えです。

この新設がうまく機能していくことに期待していますし、こういう改革をされるというのは、大賛成です。以上です。

(議長)

計画をつくる時も同様で、現状と課題があって、期待される効果がありますが、ロジックがしっかりしていないと、なぜこういう問題があって、これをやることによってなぜ解決につながるのかということが分かりにくいので、非常に難しいけれど、もう一度考えてみてください。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、議題は以上とさせていただきますが、こちらにつきましては後ほど教育委員会議を開いていただき、その中で御審議いただいた上で御回答いただくという流れになっておりますので、よろしくお願ひします。

議題の2その他ということで、この際皆さまから御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

新聞とか報道を見ると、喫煙のことで法令等も変わってということがあって、私たちは昔から学校の教員としてどこでも敷地内は喫煙してはいけないというのは法律ができる前からやっていたし、海外の学校、オーストラリアの日本人学校でしたが、ここでは、万が一敷地内で教職員がタバコを吸っていたら警察沙汰というような厳しいところにいました。

瀬戸内市では、現状公民館に行っても外に灰皿があつて吸われている人がいます。私が2日ほど前に見たのは、一般市民の方、多分業者の方だと思いますが、灰皿があるから吸われていたのだと思います。このあたりは、これから瀬戸内市はどうしていくのでしょうか。私も元喫煙者として喫煙に寛容なところはあるのですが、いろいろ耳にするのは、時代の求めに応じて、先駆けて行政はやっていかないといけないところがあるのではないかと思います。そのあたりのことを教えていただきたいと思えます。

(説明員 (総務部))

喫煙の関係ですが、昨年法律ができて、オリンピック等の関係もありまして、第1種施設、第2種施設ということになりますが、庁舎は第1種施設になりますので、原則敷地内禁煙ということになります。昨年7月1日以降実施しておりますが、喫煙所を設けた場合は別ということになりますので、市役所本庁の場合は、2か所喫煙所を設けております。喫煙所以外は敷地内禁煙ということで、庁舎出入口には敷地内禁煙という貼り紙をしております。原則昨年7月1日以降喫煙禁止、職員につきましては、休憩時間以外は禁煙としております。

公民館につきましては第2種施設となりますので、屋内は禁煙になりますが、屋外は禁煙場所になりません。図書館も同様で、屋内は禁煙になりますが、敷地内禁煙とはなっておりません。

岡山県についてはもっと厳しい規約をつくっていると思いますが、瀬戸内市については昨年7月1日から原則敷地内禁煙としております。

(委員)

分かりました。ちょっと気になっていたのですが、よく考えられてやるべきことをやられているのだと思っていました。今の説明で整理できました。公民館については、今灰皿があるのが裏の入り口ですが、裏の入り口もそちらに駐車場があるのでメインの入り口にもなります。ですから入ろうと思えば副流煙が流れてくるという状況なので、屋外は喫煙可ということであれば、それには逆らえませんから、場所についてちょっと考えた方がいいのではないかと思います。ありがとうございました。

(説明員 (教育委員会))

ありがとうございます。公民館の入り口になりますので、そのあたりは工夫していきたいと思います。よろしくお願いします。

(委員)

文化行政の中でいろいろな催し物があると思いますが、新しい文化に関する催し物で、夢二コンクールというものがあります。芸術に関しては音楽だけではなくて文学だとか美術だとかいろんなものがありますので、広げていってもらいたいと常々思っています。立ち上げる段階でいろんなことを考えられていることと思いますが、そのあたりのことについて分かる範囲でお知らせいただきたいと思います。

(委員)

先ほどから文化財であるとか瀬戸内市の歴史的な人物などを取り上げてまちづくりに生かしていくという中で、竹久夢二を取り上げての取組をとして3年前の夢二コンクールをまず始めたというところがあります。ただ、音楽だけではなくて、音楽と関わりのあること、ほかの文化的な活動も含めて、コラボレーションを工夫しながら進めてきております。今は夢二ということだけにこだわってしてきているという部分もありますが、そこだけにこだわらず、ほかの文化的なものについても、更に市民の方々の意識を高めていくだとか、そういった活動を振興していくだとか、そういう取

組について広めていくための企画を今つくっているところです。予算的なこともありますので、工夫していかなければいけないと思っているところです。

(議長)

例えば絵画であるとか、そういった分野も含めてどのように瀬戸内市の中で位置付けてやっていくかということをしっかり考えることと、財源の手当てをどうしていくかということ、なかなか難しいところがあって、今はできていないところもありますが、市長部局に移管されて取り組んでいくことによって、いろんな制度、いろんな補助金とか使えるもの、その気になればたくさんあって、そうしたものにしっかり取り組んでいけるようなことをしっかりやっていきたいと思っています。何か御提案がありましたらよろしくお願いします。

(委員)

先ほど森美術館の話をさせてもらいましたが、その美術館をどこにつくるかということ考えたときに、ビルの一番上につくりました。それは、経済やいろいろなものの上に文化があるという意味合いで、いかに文化が大事かということ象徴的に表した美術館です。そういったものを考えていただいて、いろんな経済や生活の中に必ず文化というものがしみ込んでいます。それは表に出てくることもあれば見えないこともあります。必ず血みたいなものでしみ込んでいます。絵画だけではなくて文学などいろんなものがこの瀬戸内市にはありますので、できるだけそういったものを生かしながら大切に発信していくということを考えていってほしいと思います。でも、今までの美術教育だとかそういったものの歴史を見ると、おざなりというか、一般の市民の方、日本国民といってもいいかもしれませんが、そういった方たちにあまり理解されていないと思います。しかし、欧米の教育の中には、大学院で経営学をマスターするだけでは社会には打ち勝てないので、そこで必ず美術、文化の勉強をするようにというようなことがここ10年くらいどの企業においても行われています。具体的に例を挙げると、アップルとかグーグルとかアマゾンになりますが、そういったところの経営者は、経営だけではなくて文化、芸術、デザインなどに非常に秀でてい

いえますし、こういったことを日本のこれからの教育にも生かしていかなければいけないという過渡期にきていると思います。今までのもので何となく安心してしまい、新しいものに挑戦していくに当たってはいろいろな批判がでますが、それを乗り越えていくことが絶対必要になってきますので、そういった面ではしっかり周知といたしまし現状をいろいろ調べて、把握して、これからの市の行政に生かしていただきたいと思ひます。

(議長)

今おっしゃっていただいた意味から申し上げますと、この文化というのは単に文化の専門の職員を配置するだけではなくて、職員全体が私も含めて文化の素養を高めていく必要があるのではないかと思ひます。いろいろな機会を通じていろいろな感性を磨いていく中で、気づきだったりとかデザインだったりとか、その人自身がより豊かに生きるきっかけを大切にしながら資質や能力を高めることに取り組む必要があると感じながら拝聴しました。ありがとうございました。

それでは、ほかには特にないようですので、以上で議事を終了したいと思ひます。皆さん貴重な意見をたくさんいただきましてありがとうございました。